

令和3年度障害理解啓発に関する広報業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要領は、仙台市が実施する障害理解啓発に関する広報業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」）という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 委託業務名

障害理解啓発に関する広報業務

(2) 事業目的

障害のある方に関心が低い若年者層（10代～30代）に対し、Web媒体の広告を活用し障害理解の啓発を図るとともに、併せて将来的な障害福祉の人材確保にも寄与する。（詳細は別添「令和3年度障害理解啓発に関する広報業務のコンセプトについて」（以下「本業務のコンセプト」）を参照）

(3) 業務内容（詳細は「令和3年度障害理解啓発に関する広報業務委託仕様書」並びに「本業務のコンセプト」を参照）

① ランディングページ制作

（ページ作成のための取材を含む）

② ランディングページへ誘導するためのWeb広告制作と掲載

③ その他必要と認められる業務

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(5) 提案上限額

金1,254,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、受託候補採択者決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも企画提案書の金額と一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人又は法人以外の団体等であって次の（1）から（11）のすべての要件を満たす者とする。

（1）仙台市内に本社（店）、支店または活動拠点（事業所等）を置いている法人及び団体等であ

ること。

- (2) 本件と同種の業務を実施した実績を有する者。
- (3) 本事業の実施担当者が仙台市内に常駐しており、かつ(2)の実務経験を有していること。
- (4) Web広告の企画、構築及び運用並びに掲載コンテンツの企画及び制作について、十分な知見及びノウハウを有するものであること。
- (5) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (10) 現金出納簿等の会計関係書類及び賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (11) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

4. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を予定する場合は「参加表明書（様式第1号）」を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年10月8日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法

「参加表明書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、参加表明者の概要が分かる資料（会社案内等）と併せて、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により提出すること。（持参も可能とする。）なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

- (3) 提出先 「14. 問い合わせ及び提出先」参照。

5. 質問受付及び回答

- (1) 受付期限 令和3年10月8日（金）17時まで（必着）
- (2) 受付方法

- ・ 本プロポーザルに関する質問を、「質問票（様式第2号）」へ記入のうえ、電子メールにより提出すること。電話、持参、口頭等による質問は受け付けない。
- ・ 電子メールの件名の最初に「令和3年度障害理解啓発に関する広報業務への質問」と明記すること。
- ・ 質問を提出した際には、必ず電話で障害企画課に着信の確認をすること。
- ・ 質問票の内容に疑義が生じた場合は、本市より質問者へ電話等で問い合わせをする場合がある。

- (3) 提出先 「14. 問い合わせ及び提出先」参照。

(4) 回答方法

- ・ 令和3年10月11日（月）までに、質問者に個別に回答するほか、仙台市ホームページに全質問とその回答を掲載する。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年10月14日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

書留郵便等配達記録が残る方法により提出すること。（持参も可能とする。）なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(3) 提出先

「14. 問い合わせ及び提出先」参照。

(4) 提出書類

以下の①～⑨について期限までに提出すること。ただし、⑦～⑨については、仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合のみ提出すること。なお、共同事業体や事業協同組合等の場合は、以下の①～⑨に加えて追加の提出書類を指定する必要があるため、事前に発注者に確認すること。

① 応募申込書（様式第3号） 1部

② 企画提案書（任意様式） 7部（正本1部、副本6部）

（ア） 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

（イ） 別紙仕様書を踏まえ、下記事項を必ず含めること。

- 本業務を実施するにあたってのコンセプト
- 「障害のある方の活動を知ってもらうこと」についてのキャッチコピー
- ランディングページ（インタビュー記事の構成イメージを含む）並びにWeb広告のデザイン
- ランディングページへ誘導するために使用するWeb広告の媒体並びに媒体を選定した理由（広告の掲載件数やクリック数等に上限を設ける場合はその旨を記載すること）

③ 概算見積書（様式は任意） 7部（正本1部、副本6部）

（ア） 正本にのみ事業者名を記載し押印すること

（イ） 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

（ウ） 本業務委託に要する全ての経費を積算すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

④ 受託事業実績調書（様式第4号） 1部

⑤ 市税の滞納がないことの証明書（写し可） 1部

（ア） 提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。

⑥ 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（写し可） 1部

⑦ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）の写し等 1部

- ⑧ 直近2ヵ年分決算書またはこれに類する書類 1部
- ⑨ 印鑑証明書 1部

(5) 提出に係る留意点

① 全般的な事項について

- ・ 作成及び提出等に要する全ての経費は、提出者の負担とする。
- ・ 提出期限後の提出及び再提出は認めない。ただし、本市が求めた場合のみ追加資料の提出を認める。
- ・ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 企画提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ・ 参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部または一部を開示する場合がある。

② 企画提案書について

- ・ 様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）、原則両面印刷で作成すること。（A3判の折り込みは可とする）
- ・ フォントの指定はしないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則10ポイント以上で作成すること。（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）
- ・ 白黒印刷・カラー印刷いずれでも可とする。
- ・ 企画提案書にはページ番号を付すること。
- ・ ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

③ 概算見積書について

- ・ 様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で見積もり、積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと。（消費税及び地方消費税を含む）

- ④ 仕様書に記載している事項以外に、委託業務の目的を達成するために効果が期待できる独自の取組を提案することも可とする。ただし、独自の取り組みについては必ずしも実施するものではない。

7. 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

- ① 審査は「障害理解啓発に関する広報業務受託候補者選定委員会」において企画提案書に基づく応募者からのヒアリングを踏まえて行う。
- ② プレゼンテーション

(ア) 開催日時：令和3年10月19日（火）午後

※詳細な時間は応募申込書の提出者に後日連絡する。

(イ) 場所：仙台市役所本庁舎2階第3委員会室

(ウ) 内容・方法：応募者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1者につき内容説明の時間は15分以内、質疑応答時間は10分以内とする。なお、出席は原則2名までとする。

(エ) ヒアリングは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(オ) プロジェクターを用意するので必要に応じて使用すること。

③ 審査委員は、下記の審査基準に沿って企画提案書の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

④ 総合点数が同じ事業者が複数いる場合、各委員の採点において下記(2)「審査基準」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。

- ・ 第一優先項目 「②使用する広報媒体」
- ・ 第二優先項目 「③デザイン性」
- ・ 第三優先項目 「④メッセージ性」

(2) 審査基準

① コンセプト (15点)

- ・ 事業の目的を達成するために具体的な提案がなされているか。
- ・ 提案内容は明確で優れているか。
- ・ 提案内容に独自性や創造性がみられるか。
- ・ 提案内容は実現可能か。
- ・ 本市の障害理解の啓発として適切か。（誤解を招くような内容ではないか）

② 使用する広報媒体 (30点)

- ・ ターゲットに効果的に発信できると期待できるか（媒体の選定理由から効果的だと判断できるか）
- ・ 過去の実績等から鑑み、実施内容や期待できる効果が定量的に提案されているか。

③ デザイン性 (25点)

(ランディングページ)

- ・ 読み手を引き付けるか。印象に残るか。
- ・ 読み手が分かりやすい構成か。
- ・ 本市の障害理解の啓発として適切か（誤解を招くような内容ではないか）
- ・ メッセージ（キャッチコピーや記事）との一貫性はあるか。

(Web広告)

- ・ 対象者を引き付け、ランディングページへ効果的に誘導できるか。
- ・ ランディングページのデザインとの一貫性があるか。

- ・ 本市の障害理解の啓発として適切か。（誤解を招くような内容ではないか）
- ④ メッセージ性（20点）
- ・ キャッチコピー並びに記事（取材記事の構成含む）は読み手を引き付けるか。印象に残るか。
 - ・ キャッチコピー並びに記事（取材記事の構成含む）は読み手が障害理解に向けて関心を持つきっかけとなるような内容か。
 - ・ キャッチコピー並びに記事（取材記事の構成含む）は本市の障害理解の啓発として適切か。（誤解を招くような内容ではないか）
- ⑤ 予算の妥当性（10点）
- ・ 提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的なものか。
 - ・ 提案価格は費用対効果として妥当か。

8. 審査結果

選定結果は全ての提案者に対して電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。

9. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、受託候補対象者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該提案者に対して通知する。

- (1) 提出期限までに提出書類が届かなかった場合
- (2) 応募者が応募資格要件を満たさない者または委託契約者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者
- (3) 他の応募者と企画提案内容等について相談を行う等、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者
- (4) 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

10. 契約に関する事項

(1) 受託者の決定

委託契約は、「7.受託候補者の選定等」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

- (2) 契約時における仕様書は、別紙本事業の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて、協議により決定する。協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

11. 委託料の支払い

完了払とする。（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。）

12. その他留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、原則として複写、複製しないこととして、その取り扱いに万全の対策を講じること。また、本事業に関連する個人情報は、業務完了時に削除すること。

13. スケジュール

質問票及び参加表明書受付期限	令和3年10月8日（金）
企画提案書の提出期限	令和3年10月14日（木）
プレゼンテーション・提案審査	令和3年10月19日（火）
受託候補者決定、通知の送付	令和3年10月21日（木）
契約内容調整、契約締結、業務履行開始	令和3年10月下旬
広報開始	令和3年12月（予定）

14. 問い合わせ及び提出先

仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画係 障害理解啓発に関する広報業務担当

所在地：980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話：022-214-8163

FAX:022-223-3573

電子メールアドレス：fuk005330@city.sendai.jp